



島根県報

平成21年1月9日（金）

第2,049号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者福祉課）	2
地域森林計画の樹立	（森林整備課）	2
地域森林計画の変更	（ " ）	2
保安林の指定の解除（3件）	（ " ）	3
保安林予定森林（3件）	（ " ）	4

【公 告】

肥料の登録の更新	（農畜産振興課）	5
----------	----------	---

【正 誤】

平成20年3月28日付け島根県報号外第47号中	（病 院 局）	5
-------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第3号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年 1 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
徳家 敦夫	外科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	平成20年12月25日
越智 弘	内科	おちハートクリニック	益田市高津八丁目5-2	平成20年12月25日
服部 晋司	外科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成20年12月25日
渡辺 洋平	整形外科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成20年12月25日

島根県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成21年 1 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
高津川森林計画区 (益田市、津和野町、吉賀町)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所

島根県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成21年 1 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 (松江市、安来市、東出雲町、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市、斐川町)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所
隠岐森林計画区 (隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林局

島根県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-37
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町中村鮎返813-26
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市生湯町1768-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
保健衛生施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第9号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町惣森507-1、508-2、510-2、511-1、511-3、682

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第10号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町長田口285、口286

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第11号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 隠岐郡隠岐の島町卯敷石ノ木谷495から498まで、500から502まで
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年 1 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第402号	副産苦土肥料	HMY 1 号	く溶性苦土 15.0	公定規格のとおり	株式会社安来製作所 東京都港区芝浦一丁目2番1号	平成27年 1 月 7 日

正 誤

平成20年 3 月28日付け島根県報号外第47号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県病院局管理規程第12号中	所属長を通じ、人事課	人事課
		所属長を通じて人事課	人事課
		所属長を通じ人事課	人事課
		所属長を通じ人事課	人事課
		所属長を通じ、人事課	人事課
		所属長を通じ、人事課	人事課
		所属長を通じ、人事課	人事課
		所属長を通じ、人事課	人事課
		所属長を通じ、人事課	人事課